

王子動物園売店運営業務委託契約書

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）との間に、王子動物園売店（以下「売店」という。）の運営について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対して以下に定める業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙は本業務を直営で履行するものとする。

- （1）売店の営業
- （2）園内におけるベビーカー貸出業務
- （3）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で定める通信販売（以下「通信販売」という。）
- （4）前各号に定める業務に付随する業務
- （5）その他、甲乙間で別途合意した業務

2 甲は、神戸市から管理許可又は設置許可を受けた施設及び設備並びに甲所有の備品を本業務のため、乙に無償貸与する。

所在地 神戸市灘区王子町3丁目1 王子動物園内

（神戸市から管理許可を受けた施設）

売店	現在の名称「パンダプラザ」	約88㎡	動物園正面出入口の東
----	---------------	------	------------

（神戸市から設置許可を受けた施設）

倉庫1		25.9㎡	かがみのお家南側
倉庫2		16.2㎡	かがみのお家西側
ベビーカー収納庫		約14㎡	売店向い（北側）

電気、水道、空調設備	一式
------------	----

ベビーカー	135台
-------	------

3 乙は、社会教育施設である王子動物園にふさわしい利便施設として売店を運営するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、2025年4月12日から2026年3月31日までとする。

2 契約期間満了の3か月前までに双方が契約終了の申し出をしない場合は、2027年3月31日まで、次の号を除き同一の条件で契約を更新するものとする。2027年4月1日以降の契約については、甲が2026年12月31日までに乙に示す第2条の契約期間、第4条第4項の算定期間及び算定基準額について合意が得られた場合は、その契約条件で新たに契約を締結する。

- （1）2027年3月31日まで契約が更新された場合、第4条第4項の規定は「2026年4月1日から2027年3月31日までの第1項及び第2項の納付金の合計額が26,000,000円に満たなかった場合、乙は、その不足金額を2027年4月末日までに支払う。」と置き換える。

3 契約期間には原状回復工事を含め、乙は契約期間満了日までに明け渡しを完了することとする。

（営業日及び営業時間）

第3条 売店及びベビーカー貸出しの営業日及び営業時間については、次のとおりとする。

(1) 営業日は、動物園の開園日とする。動物園の休園日は、水曜日及び年末年始(12月29日から翌年1月1日まで)である。ただし、水曜日が祝日の場合は開園し、1月2日から4日まで、春休み、夏休みの一部も開園するときがある。なお、人や動物の感染症拡大等の理由により、一定期間臨時休園することがある。

(2) 営業時間は、3月から10月までは午前9時から午後5時まで、11月から翌年2月までは午前9時から午後4時30分までとする。ただし、8月のトワイライトZOOの期間中(5日間程度)は、営業時間が2時間延長されるほか、イベント等により営業時間を延長するときがある。

(納付金)

第4条 乙は、月ごとの本業務に係る売上金額(書籍、DVD、CD等の出版物を除き、消費税及び地方消費税額は含まない。)に歩合率●●%を乗じて得た金額及びこれに係る消費税及び地方消費税額を加えた金額を納付金として翌月末日(当該期日が金融機関の休業日にあたる時は、直前の金融機関の営業日とする。以下同じ。)までに甲に支払う。

2 乙は、前項の納付金に加え、月ごとの本業務に係る書籍、DVD、CD等の出版物の売上金額(消費税及び地方消費税額は含まない。)に歩合率●●%を乗じて得た金額及びこれに係る消費税及び地方消費税額を加えた金額を納付金として翌月末日までに甲に支払う。

3 第1項及び第2項の納付金の合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 2025年4月12日から2026年3月31日までの第1項及び第2項の納付金の合計額が24,000,000円に満たなかった場合、乙は、その不足金額を2026年4月末日までに支払う。

5 乙が納付金を納付期日までに納付しない場合は、当該期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を支払う。ただし、遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(保証金)

第5条 乙は、本契約締結日までに、保証金として金5,000,000円を甲に支払う。

2 契約期間が満了したとき、第13条の規定により契約が解除されたとき、又は第14条の規定により契約が終了したとき、甲は、乙による原状回復及び明渡し完了後2か月以内に保証金を返還するものとする。ただし、未払金又は原状回復措置不履行等乙における甲に対する債務が残存するときは、これらを差し引いて保証金を返還する。

3 保証金には利息を付さない。

(違約金)

第6条 乙が自己の都合により契約を解除した場合、第13条第1項、第2項若しくは第22条の規定により甲が契約を解除した場合又は第14条第2項に定める契約の終了の場合、乙は違約金として金5,000,000円を甲に支払うものとする。

2 前項の場合であっても、乙は原状回復及び明渡しに係る費用を違約金とは別に負担するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙は、本業務に係る光熱水費及び施設及び設備の清掃、衛生を含む維持管理に係る一切の費用を負担する。なお、電気使用料は毎月、上下水道使用料は2か月に1度、ゴミ処理費用は年度末経過後に甲から乙に請求し、乙は当月末日までに甲に支払う。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「納付金」とあるのは「費用」と読み替えるものとする。

- 3 第1項のゴミ処理費用は王子動物園から甲への請求額の10%とする。
- 4 乙が甲から無償貸与され使用する施設及び設備等に係る維持補修費について、軽微なものは乙の負担とする。
- 5 前項に規定する外の維持補修費については、甲乙協議のうえ決定する。

(防火管理)

第8条 乙は、消防法に基づく防火管理者を選任する必要があるときはこれを選任し、神戸市灘消防署長に届け出るものとする。

- 2 乙は、園内における神戸市の消防計画実施に協力するものとする。

(販売内容)

第9条 乙は、売店において、入園者に喜ばれる王子動物園にふさわしい土産物を販売するものとする。なお、販売品目については、次のとおりとする。

- (1) 動物に関する知識の普及と理解を深める書籍、DVD、CD等の出版物を販売すること。
- (2) 風船やボールなど園内の動物に害を与えるおそれのある商品や射幸心をそそるような商品、タバコ類の販売をしないこと。
- (3) 土産物以外の飲料、食品の販売(自動販売機によるものを含む。)をしないこと。ただし、店頭で製造するソフトクリーム類はこの限りでない。
- (4) 販売品目及び販売価格については、乙は事前に甲と協議のうえ甲の承認を得ること。
- (5) 販売品目及び販売価格について、甲は乙に改善等に必要な指示を行うことができる。

(ベビーカー貸出業務)

第10条 ベビーカー貸出業務については、次のとおりとする。

- (1) ベビーカーの貸出単価は1回につき300円(消費税及び地方消費税額を含む。)とし、使用料は乙の収入とする。
- (2) 乙はベビーカー利用券の裏面に利用者に氏名を記載させ、回収した利用券は、翌日中に協会に提出すること。
- (3) 乙は、甲が無償貸与したベビーカー、券売機及びベビーカー収納庫を常に清潔に保ち、良好に管理すること。ベビーカーの修理又は補充に係る費用や券売機の維持に係る費用は甲が負担するものとする。
- (4) ベビーカー貸出業務は、別途定める「ベビーカー貸出サービスに係る利用規約」(別紙1)に基づいて運営すること。

(報告義務)

第11条 乙は、レジスターを使用して売店(通信販売を含む。)の売上げ管理を行い、日ごとのジャーナルと売上げ伝票の写しを翌日中に甲に提出するものとする。

- 2 乙は、月ごとの売上金報告書と納付金計算書を翌月5日までに甲に提出するものとする。
- 3 売店の利便性向上と販売促進を目的として、甲及び乙の売店運営責任者による情報交換会を随時開催する。

(維持、管理)

第12条 乙は、本業務を行うに当たり、次の事項に注意するものとする。

- (1) 汚水は必ず下水に排水するものとし、衛生管理には十分注意すること。
- (2) 売店周辺については、乙の責任と負担で、美化に努めること。
- (3) 売店営業で発生する音(BGM等)については、動物に影響のないように配慮すること。

(4) 商品の納入又は配送の際は、入園者の通行の妨げにならないよう十分注意すること。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、次の各号の一に該当するときは、契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約に違反し、甲または乙が相当の期間を定めて相手方に対してその是正を求めたにも関わらず、その違反を是正しないとき。
- (2) 相手方が信用及び第三者の名誉又は相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき。
- (3) 相手方が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申立てがあったとき。
- (4) 相手方に対する差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき。
- (5) 相手方が支払停止又は支払不能に陥ったとき、又は手形又は小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき。
- (6) 相手方が合併、解散、清算、事業の全部又はその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡又は譲渡しようとしたとき。
- (7) その他前各号に類する事情が存するとき。

2 甲は、乙が第4条に定める金銭又は第7条に定める費用を1か月以上支払わないときは、契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

3 天災地変その他やむを得ない事由により、本契約を継続することができなくなった場合、甲は乙の申し出により本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 神戸市の甲に対する当該施設及び設備等に係る管理許可及び設置許可がなくなった場合、本契約は当然に終了するものとし、甲は損害等の一切の補償を行わない。

2 乙が正当な理由なく2週間を超えて売店の営業を行わない場合、本契約は当然に終了するものとし、建物内に残存する乙所有の什器、備品その他物品等については、甲の判断で移動できるものとする。移動に係る諸費用は乙の負担とする。

(原状回復)

第15条 次の各号の一に該当するときは、乙は自己の負担において当該施設及び設備等を原状回復したうえ、甲に明け渡すものとする。

- (1) 第2条に定める契約期間が満了した場合
- (2) 乙が自己の都合により本契約を解除した場合
- (3) 第13条若しくは第22条により乙が本契約を解除された場合
- (4) 第14条により本契約が終了した場合

2 乙が、正当な理由なく前項の義務を履行しない場合、甲は、乙が前項の物品及び設備（ただし、第三者が所有するリース物件・レンタル物件を除く。）の所有権を放棄したものとみなして、これらを任意に処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

3 乙の故意又は過失により、売店の建物又はその付属設備（乙が所有する設備を除く。）の損傷（通常の使用及び収益によって生じた損傷並びに経年変化を除く。）を生じさせたときは、乙は、本契約終了の日までに、社会通念上相当な方法によって、その損傷を補修する義務を負う。

4 本契約が終了した場合において、乙が所定の期日までに売店に搬入した物品及び売店に付属させた設備を収去せず、又は原状回復をしないとき、乙は、甲に対し、これらの不履行によって甲に生じた損害を賠償する責任を負う。

5 乙は、売店の原状回復に際し、甲に対して、移転料、立退料、造作買取請求又は有益費償還の請求をしないものとする。

(禁止事項)

第16条 乙は、次の行為をしてはならない。

(1) 本業務において、乙の名義を第三者に表示すること。ただし、法令に定めるものは除く。

(2) 本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は継承させること。

(甲の承諾を要する事項)

第17条 乙が次の行為をする場合には、甲の承認を得なければならない。

(1) 施設を新たに設け又はこれを増改築するとき。

(2) 電気、水道、ガス、電話若しくは空調機器等の設備を新たに設け又は変更するとき。

2 前項に要する費用はすべて乙の負担とする。

(賠償義務)

第18条 乙又は乙の代理人、使用人その他関係者が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙が一切の賠償の責任を負うものとする。

(許可条件の遵守)

第19条 甲が神戸市から受けている管理許可及び設置許可の条件(別紙2)は、乙においてもこれを遵守しなければならない。

(その他)

第20条 開業にあたって必要となる手続きは乙が行うものとする。

2 乙は、新たに売店の店舗看板やサイン等を設置する場合は、都市公園内にある社会教育施設内の施設として調和の取れたものとし、事前に甲の承認を得るものとする。

3 乙は、売店利用者等からの苦情、要望等については誠意をもって対応し、重要な事案については速やかに甲に報告するものとする。

4 乙は、売店利用者等へ誠実な姿勢で対応するものとする。

(個人情報の保護)

第21条 乙が本契約に基づき個人情報を取扱う際は、「個人情報取扱事項」(別紙3)を守らなければならない。

(暴力団等に対する除外措置)

第22条 甲は、次の各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が、乙の役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人)として使用し、又は代理人として選任していること。

(3) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等(以下「役員等」という。)が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団(暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用していること。

(4) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(5) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。

(6) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(裁判管轄)

第 23 条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とする。

(募集要項等)

第 24 条 この契約書に定めのない事項は、別添の「王子動物園売店運営業務委託事業者公募要領」及び、乙が、応募の際に提出した「参加申込書兼誓約書」による。

(疑義の解釈等)

第 25 条 本契約の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

2025 年 3 月 ●● 日

甲 神戸市須磨区緑台
公益財団法人 神戸市公園緑化協会
理事長 鍵 本 敦

登録番号 T1-1400-0500-5376

乙 ●●